

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
が休息日
のときは、
当日の翌日
とする)

目 次

◇告 示 なしについての表示基準

告 示

鳥取県告示第六百八十九号

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第五号）第十条第一項の規定に基づき、なしについての表示基準を次のように定め、昭和五十八年八月二十五日以後に販売されるなしについて適用することとしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

なしについての表示基準

(適用範囲)

第一条 この基準は、販売事業者が、消費者に販売するなしに適用する。

(定義)

第二条 この基準において「なし」とは、日本なしの生鮮果実をいう。

2 この基準において「販売事業者」とは、なしを消費者に直接販売する事業者をいう。

(表示事項)

第三条 販売事業者が、なしを販売する場合に表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 消費者が販売されるなしの形状を確認することが困難な容器により販売する場合 別表第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する事項

二 消費者が販売されるなしの形状を確認することができる容器により販売する場合 別表第一号、第二号及び第五号から第七号までに規定する事項

三 販売されるなしを容器に封入せず店頭に陳列する方法により販売する場合 別表第一号及び第二号に規定する事項

(表示方法)

第四条 表示事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 前条第一号又は第二号に規定する場合における表示事項

イ 別表第二号に規定する事項以外の事項 販売に用いる容器（その

表面に表示することが困難な容器にあつては、封入用ラベル類を含む。() の表面の見やすい位置に、日本工業規格Z八三〇五に規定する一〇ポイント以上の文字で表示すること。

ロ 別表第二号に規定する事項 陳列箇所の見やすい位置に日本工業規格Z八三〇五に規定する六〇ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。

二 前条第三号に規定する場合における表示事項 陳列箇所の見やすい位置に日本工業規格Z八三〇五に規定する六〇ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。

2 前項に規定する表示に用いる文字は、下地の色と対照的な色の読みやすいものでなければならない。

別表 (第三条関係)

- 一 品種名
- 二 価格 (販売事業者が自ら定めた価格)
- 三 規格 (付表の区分によるなしの大きさ)
- 四 内容重量 (キログラム)
- 五 個数
- 六 販売年月日 (店頭で直接引き渡す場合にあつては当該引き渡し年月日、注文により発送する場合にあつては発送年月日)
- 七 販売事業者の住所、氏名 (法人にあつては、名称) 及び電話番号

表 示

一 果 の 重 量 (グラム)

大の分	20世紀新八幸	長十郎清豊	八世多摩	翠星新水	早生早水	新高林秋	晩三吉	今	新 興
4 L	400以上	350以上	310以上	270以上	235以上	195以上	155以上	115以上	70以上
3 L	350以上	400未満	310以上	350未満	270以上	310未満	625以上	790以上	625以上
2 L	310以上	350未満	270以上	310未満	625以上	790未満	500以上	625未満	500以上
L	270以上	310未満	235以上	270未満	500以上	625未満	400以上	500未満	400以上
M	235以上	270未満	215以上	235未満	400以上	500未満	350以上	400未満	350以上
S	215以上	235未満	195以上	215未満	350以上	400未満	310以上	350未満	310以上
2 S	195以上	215未満	175以上	195未満	—	—	—	—	—
規格 外	195未満	175未満	175未満	350未満	—	—	—	—	310未満

(注) この表に掲げる品種以外の品種は、この表に掲げる品種のうち品種の標準の大きさが最も類似しているものに含まれるものとする。